

お知らせ

年金事務所からの お知らせ

平成22年度国民年金保険料は15,100円/月

毎月の保険料の納付を、口座振替の早割制度(当月末振替)にされると、保険料が月々50円の割引になりお得です。手続きは口座振替を希望される郵便局・金融機関、または彦根年金事務所まで。

また、平成22年4月分から平成23年3月分までの保険料を、納付書でまとめて納付(前納)されると、保険料が3,220円の割引となり、大変お得です。納期限は平成22年4月30日(金)です。
※平成22年度の口座振替およびクレジットカードによる1年前納は受付を終了しています。

学生納付特例制度

国民年金には、学生本人の前年所得が一定基準以下の場合、申請して承認されると保険料の納付が猶予される「学生納付特例制度」があります。承認期間は、原則4月から翌年3月までです。

申請は市保険医療課、各支所福祉生活課まで。

なお、平成21年度に学生納付特例制度が承認された人で、平成22年度も引き続き学生納付特例を希望される場合も手続きが必要です。

問 彦根年金事務所(☎0749-23-1114)

固定資産税は 所有者ごとに一本化!

～旧市町それぞれでお持ちの固定資産～
旧1市6町それぞれに土地や家屋などの資産をお持ちの人は、所有者ごとにまとめて固定資産税を納付していただくことになります。

このため、納税通知書兼課税明細書が一つになり、通知の送付先や納付方法が変わる場合がありますので、5月中旬に送付する納税通知書兼課税明細書をご確認ください。

固定資産税評価額を確認できます

地価が下落している宅地や雑種地などの土地の評価額を見直しました。また、新・増築家屋(平成21年中に完成)の評価額を決定しました。

これらは、5月中旬に送付する課税明細書で確認いただけますが、納税者の人は4月1日から5月31日までの縦覧期間に「土地価格等縦覧帳簿」および「家屋価格等縦覧帳簿」で事前にご覧いただけます。

縦覧場所は本庁税務課または各支所福祉生活課になります。

問 税務課(☎65-6523)

街並み景観形成や にぎわいづくりを応援します

伝統的な建物や街並みを保存・活用する事業や、まちのにぎわいや誘客効果を高める事業に必要な経費の一部を助成します。

▶ 募集期間：4月14日(水)～28日(水)
【今回は7月に公募予定】

- 1 伝統的街並み景観形成事業
店舗および町家のファサード改修・再生活用
- 2 にぎわいの街づくり事業
商店街のにぎわいを創出するソフト事業



※補助対象事業や補助率、補助金額など詳しくは、下記までお問合せください。

問 商工振興課(☎65-8766)

お知らせ

格安の折り込みチラシには罠がある!!

Q 新聞の折り込み広告を見て、安い「ふすまの張替」業者を見つけ電話をすると、業者がすぐに訪問してきて、広告の商品ではなく高額な商品を強引に勧めてきた。怖くなり仕方なく契約したが、高額なのでクーリングオフしたいと連絡すると「ふすまの張替」はクーリングオフできないと言われた。解約できないのですか。(市内50代女性)

A ふすまの張り替えもクーリングオフできるようになりました。念のため書面で行いましょう。

※業者の行為は、クーリングオフ回避といひ特定商取引法の禁止行為です。平成21年12月1日以降の契約は、原則として全商品・全役務を規制対象とされていますが、クーリングオフになじまないものは規制対象外です。除外されている商品・役務等は次のとおりです。
①乗用自動車②葬儀③化粧品、健康食品等の消耗品で消耗したもの④生鮮食品で、数日で腐ってしまうもの⑤現金取引で3,000円未満の場合など

詳しくは、下記までお問合せください。

問 長浜市消費生活相談窓口
【環境保全課内】(☎65-6567)

募集 男女共同参画を進めるパートナーシップ委員

市では、誰もがいきいきと輝くことができる「男女共同参画社会」の実現をめざし、ともにその取り組みについて考えていただく「長浜市男女共同参画を進めるパートナーシップ委員会委員」を募集します。あなたのお力を待ちしています。

【募集人数】3人(委員の決定は、選考委員会により行います)

【任期】平成22年6月1日から2年間

【応募資格】次の条件を全て満たす人

- ①男女共同参画社会の実現に向けて建設的な意見を持つ人
- ②年2回程度の委員会(平日)に参加できる人
- ③平成22年4月1日現在、満18歳以上の人(高校生は除く)
- ④市内に在住・通勤・通学している人
- ⑤公職および常勤の公務員以外の人
- ⑥市の附属機関の委員を3つ以上していない人

【応募方法】住所・氏名・年齢・性別・電話番号、男女共同参画社会に関するご意見・ご提案(400字程度)を添えて、郵送または電子メールで応募ください。

応募締切 4月30日(金) 必着

【応募先・お問合せ先】

〒526-8501 高田町12番34号 人権施策推進課

(☎65-6560 Fax64-0396) E-mail:jinken@city.nagahama.lg.jp



男女共同参画を進めるパートナーシップ委員を募集します。

住宅リフォーム奨励金制度を半年間延長します

市では、地域経済活性化対策として、リフォーム工事に奨励金(商品券)を交付しています。(国の住宅エコポイント制度との併用も可能です)

【対象工事】

次の要件を満たしたものの

- ①工事内容
 - ・部屋の増築や外壁の塗り替えなどの模様替え工事
 - ・便所、台所、お風呂など水回りの改修工事(下水道への接続工事部分は除く)
 - ・住宅の老朽化等による屋根や廊下の改修工事など
- ②工 期
 - 平成22年1月1日(合併)以降に着工し、平成22年9月30日までに完了する工事(ただし、合併前の長浜市(旧長浜市)内に居住の人については、平成21年1月26日以降に着工した工事も対象)
- ③施工業者
 - 市内に本社を有する法人または個人の建築施工業者(ただし、合併前に着工した工事については、旧長浜市内の業者を対象とする)
- ④工 事 費
 - 30万円以上(消費税抜き)の工事

【対象者】

次の要件を満たす人(法人は除く)

- ①市内に居住し、市税を完納している人
- ②他の制度の補助や平成19年度以降に「安全・安心の住宅改修奨励金交付事業」により交付を受けていない人

【奨励金】

対象工事費の10%を商品券で交付(上限5万円)

【対象住宅】

自己または親族が所有する市内の住宅で、自己または親族が居住

※店舗等の併用住宅の場合は、住宅部分が2分の1以上あるもの

※倉庫、車庫、借家、賃貸・売買目的の住宅は除く



問 商工振興課(☎65-8766)
各支所産業振興課もしくは産業建設課